



1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超える状態が続きましたが、平成24年以降は3万人を下回る状況が続き、令和元年には2万169人まで減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことから女性や若者の自殺が増加するなど、令和2年には11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人、令和5年には2万1,837人となり、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いている。

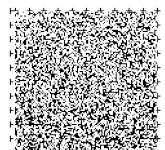
国においては平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、平成28年に改正し、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置づけ、都道府県及び市町村に自殺対策についての計画策定を義務づけました。

さらに、自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として平成19年6月に策定され、その後平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この見直しでは、コロナ禍の影響を考慮し、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

東京都では、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。さらに、令和5年3月には、関係機関や区市町村と連携し、自殺対策をより総合的に推進するための「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン（第2次）～」を策定しました。

令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、前大綱に引き続き、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とし、都道府県・市町村に対して、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。



(2) 趣旨

本市では、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、誰もが孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きられるよう、市民一人ひとりが、その人らしく暮らしていける地域社会を目指してきました。

また、市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の中で自殺につながり得る課題について、ともに考え支え合えるよう、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを推進してきました。

今回、計画期間の満了に伴い、今まで行ってきた取組を見直すとともに、本市の課題と新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「調布市自殺対策計画（第2次）」を策定します。

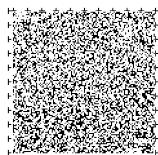
【自殺総合対策大綱】

○ 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する【新規】

○ 重点施策

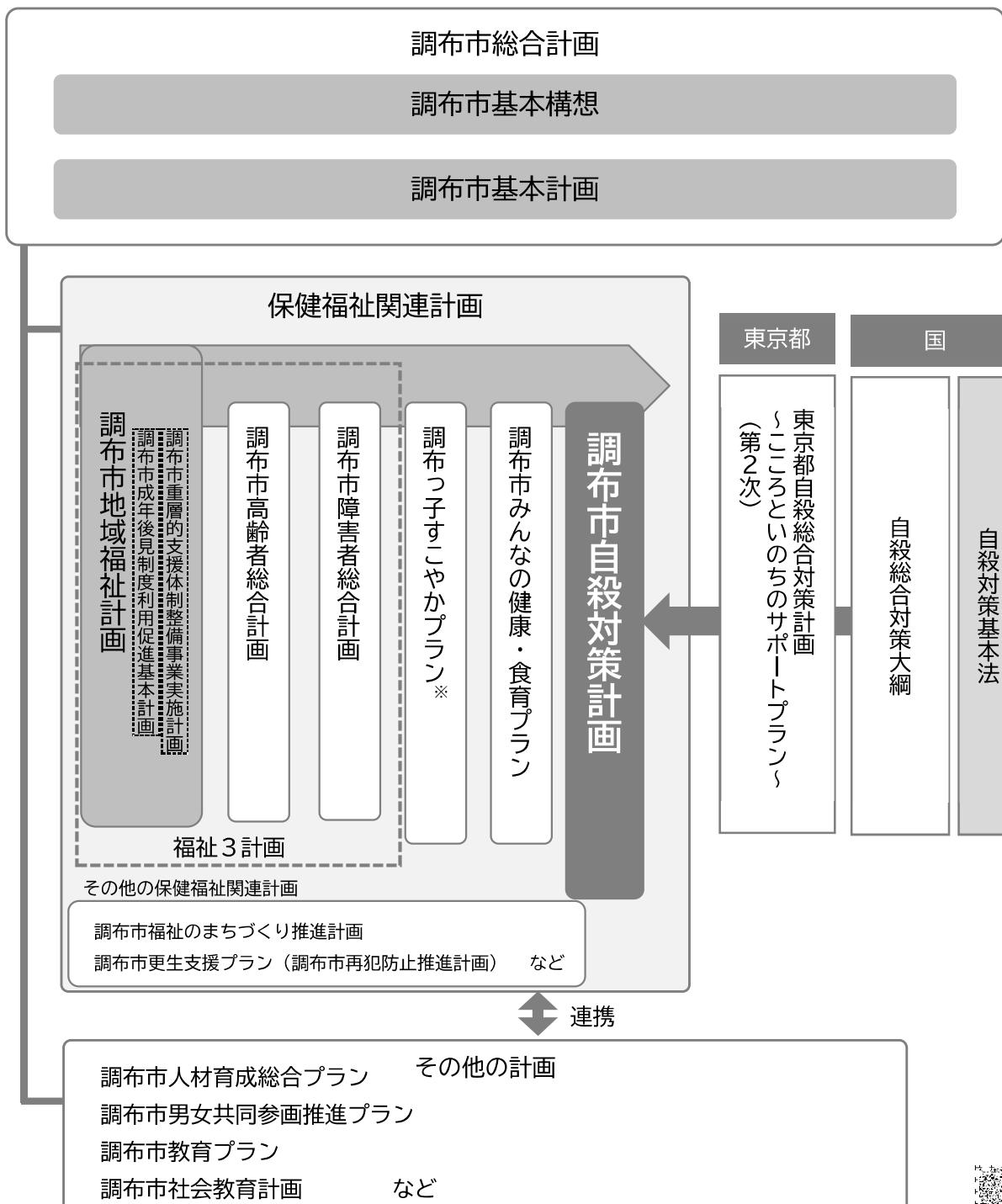
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する【新規】



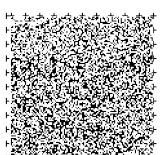
2 計画の位置づけ

本計画は、「調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）」の基本施策「休養とこころの健康づくり」と関連するものであり、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や調布市の上位計画である「調布市総合計画」、関係するほかの計画との整合・連携を図りながら対策を進めていきます。



* 「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」は、自立促進計画及び母子保健計画、子どもの貧困対策計画、新・放課後子ども総合プラン、子ども・若者計画を包含しています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

